

第30回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和3年2月22日  
 告示番号 第2号  
 会議年月日 令和3年2月26日  
 会議の場所 一関市川崎町 川崎市民センター  
 出席委員 別紙のとおり  
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸  
 局長補佐 藤 原 弘 子  
 局長補佐 佐 藤 正 浩  
 主任主事 阿 部 喜 昭

本日の案件 第30回一関市農業委員会総会提出議案のとおり  
 開会時刻 午後1時40分

議	長	<p>本日の出席委員は22名であります。                  定足数に達しておりますので、第30回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、14番 畠山 信吾 委員、19番 佐々木 栄一 委員より欠席の届け出がありました。</p>
議	長	<p>行事報告につきましては、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議	長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に15番 遠藤 勝幸 委員、16番 小山 悦郎 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、藤原補佐、阿部主任主事を指名いたします。</p>
議	長	<p>審議に入ります。</p> <p>「報告第68号 農政専門委員会の報告について」を上程いたします。</p> <p>一関市農業委員会会議規程第32条の規定により、農政専門委員長より報告願います。</p>

農政専門委員会の報告をいたします。

去る2月17日、一関市役所本庁2階大会議室において、第7回農政専門委員会を開催し、令和3年度農作業標準賃金について、農政専門委員11名により協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

令和3年度農作業標準賃金については、事務局で原案を作成した上で、2月10日に農作業標準賃金審議会を開催し、そこでの審議による調整を経て農政専門委員会で協議いたしました。

まず、人力の部ですが、人力作業及びオペレーターの標準賃金については、令和2年度に岩手県の最低賃金の上昇率を根拠として引き上げを実施いたしました。令和3年度は主要指標である岩手県の最低賃金は前年比0.4%の微増、他産業の建設業、製造業の賃金はほぼ横ばい、また、新型コロナの影響により米価が下落し、農産物価格も低迷するなど、多くの産業で経済活動が停滞している状況から据え置きという事務局の提案に対し、審議会では特に意見がなく承認されました。

委員会においても同様に据え置き案が承認されました。

次に、機械の部ですが、機械作業の標準賃金については、令和元年10月に消費税率が10%に引き上げられたことから、令和2年度は据え置きといたしました。

令和3年度は人力の部と同じ理由で据え置きという事務局の提案に対し、審議会では受託者代表の委員から、「機械の代金が年々上昇している中で今年も据え置きは納得いかない」という意見がありましたが、委託者代表の委員との間で意見がまとまらず、現行どおりの据え置きとなりました。

委員会では、機械代金の値上がりは確かに受託者の経営にとって問題だが、委託者よりも受託者の立場が強い関係にあり、近隣市町の状況などからすぐに標準賃金を引き上げる妥当性はないものとの判断が大勢を占め、据え置きが承認されました。

ただし、適正な機械作業の標準賃金については今後も検討を要することとしました。

そのほか、昨年度の審議会で寄せられた個別作業項目の改正、新設のうち機械運搬料については、新設を先送りした事務局案に対し審議会では新設を要望する意見も多く、金額までは決めなくとも項目を入れてほしいということで、賃金表に新規に機械運搬料の欄を設けて、2km以上の場合は別途運搬費を加算することで

まとめました。

委員会では、機械運搬料の新設に異論はありませんでしたが、2 kmと距離を限定する必要がないとして距離要件を外すこと、項目名を機械運搬と修正いたしました。

機械運搬以外の項目について概要は省略しますが、畦塗り、溝切り、乾燥・調整・色選、畦畔草刈りの標準賃金は現行どおりとし、セット動噴と自走式草刈機の標準賃金の新設については、今後の継続検討といたしました。

以上のとおり、第7回農政専門委員会の協議内容について報告いたします。

なお、委員会の協議により調整いたしました令和3年度農作業標準賃金については、本日、議案第225号として提出しておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上で終わります。

ありがとうございました。

以上で「報告第68号」の報告を終わります。

ここでご質問をいただきます。

(なしの声あり)

なければ、報告第68号の質疑を終わります。

「報告第69号 専決処分報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

報告第69号、専決処分報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和3年2月17日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から第20号までの20件、20名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書を

議 長

議 長  
議 長

局 長

		<p>その届出者に交付」すると規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>以上で「報告第69号」の説明を終わります。</p> <p>ご質問を受けます。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議	長	
議	長	なければ、報告第69号の質疑を終わります。
議	長	次に、「報告第70号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。
		局長より説明いたさせます。
局	長	報告第70号 農地現状変更届出の報告について、ご説明いたします。
		このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号から第6号までの6件、6筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。
		なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に届出の内容について通知しております。
		届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土となっております。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「報告第70号」の説明を終わります。
		ご質問ございませんか。
		(なしの声あり)
議	長	なければ、報告第70号の質疑を終わります。
議	長	次に、「議案第219号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。
		局長より説明いたさせます。
局	長	議案第219号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。
		最初に一関地域に係る申請6件でございます。

第1号及び第2号については、譲渡人が遠方に居住しているため、これまでも譲受人が耕作管理していましたが、経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

第3号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおりです。

第4号については、耕作の利便性を図るため、お互いの農地を交換するものです。

交換の相手方については、議案第222号、所有権移転の第1号です。

第5号及び第6号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間、賃借料はそれぞれ記載のとおりです。

次に、花泉地域に係る申請3件でございます。

第7号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため、売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

第8号についても、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

第9号については、申請地は譲受人の自宅前にあり、採草や育苗ハウス設置などで有効に活用したいため、売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

次に、大東地域に係る申請1件でございます。

第10号については、譲渡人が遠方に居住しており、労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

次に、千厩地域に係る申請3件でございます。

第11号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者である譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

第12号についても、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者である譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

第13号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

次に、東山地域に係る申請1件でございます。

第14号については、貸付人が経営移譲年金を継続受給するため、借受人に使用収益権を再設定するもので、貸借期間は、記載のとおりです。

最後に、室根地域に係る申請1件でございます。

第15号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

以上15件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第219号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

9番  
永島 幸一 委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第3条現地調査の報告を行います。

現地調査日、令和3年2月15日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 永島、推進委員 遠藤委員、渡邊委員、事務局職員については阿部主任主事、千葉主事でございます。

報告内容、第1号から第6号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響もないことから問題ないと思われま。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

2番  
渋谷 皓 委員

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

花泉地域の農地法第3条現地調査報告を行います。

現地調査日、令和3年2月12日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 渋谷、農地利用最適化推進委員 千葉 寿昭 委員、千葉 浩昭 委員、農業委員会事務局 千葉主事、支所職員 後藤博之 産業建設課主任です。

報告内容、第7号から第9号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上、報告を終わります。

議 長  
21番  
畠山 潔 委員

ありがとうございました。  
次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。  
大東地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。  
現地調査日、令和3年2月12日、午後1時30分より、現地調査員、農業委員 私 畠山、農地利用最適化推進委員 佐藤委員、小野寺委員、農業委員会事務局 西巻主査、支所職員 小野寺産業建設課主事です。

報告内容、第10号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。

以上です。

議 長  
12番  
佐藤 繁 委員

ありがとうございました。  
次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。  
千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。  
現地調査日、令和3年2月12日、午前10時より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 遠藤委員、渡邊委員、農業委員会事務局 西巻主査、支所職員 熊谷産業建設課主査です。

報告内容、第11号から第13号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。

以上、報告いたします。

議 長  
13番  
鈴木 初男 委員

ありがとうございました。  
次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。  
東山地域、農地法第3条現地調査報告を行います。  
現地調査日、令和3年2月12日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 鈴木、農地利用最適化推進委員 千葉委員、渡辺委員、支所職員 渡邊産業建設課課長補佐です。

報告内容、第14号については、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

17番  
藤原 美喜男 委員

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

室根地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

調査日、令和3年2月12日、午前9時より、現地調査員 農業委員、千葉委員、私 藤原、最適化推進委員 熊谷委員、支所職員 小原産業建設課主任技師です。

報告の内容、第15号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題がないと思われます。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第219号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可とする方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第219号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第220号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

議案第220号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。

最初に、東山地域に係る申請2件でございます。

第1号は、申請人が自己住宅を建築するために転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、申請地は令和3年1月18日付で農振除外済みです。

第2号は、申請人が自己住宅、農家住宅でございますけれども、建築するために転用申請するものです。



議 長

13番  
鈴木 初男 委員

議 長

10番  
佐藤 和威治 委員

農地区分は、第2種農地と判断しました。  
こちら農振除外済みです。  
次に、藤沢地域に係る申請1件でございます。  
第3号は、申請人が宅地進入路を整備するために転用申請する  
ものです。  
農地区分は、第2種農地と判断いたしました。  
こちら農振除外済みであります。  
以上、3件につきましては、農地転用許可基準から、転用する  
ことはやむを得ないものと判断されます。  
以上で説明を終わります。  
以上で「議案第220号」の説明を終わります。  
ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調  
査の結果を報告いただきます。  
まず、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。  
東山地域、農地法第4条現地調査報告を行います。  
現地調査日、現地調査員は第3条と同じなので割愛させていた  
だきます。  
報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った  
結果、下記のとおり報告いたします。  
第1号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併  
浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと  
思われます。  
第2号、申請人が自己住宅及び農機具庫等を建築、整備する計  
画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周  
辺農地には影響がないと思われます。  
以上です。  
ありがとうございました。  
次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。  
藤沢地域の第4条現地調査報告を行います。  
現地調査日は令和3年2月12日、午前9時より、現地調査員は  
農業委員 畠山委員、最適化推進委員 伊藤委員、菅原委員、支所  
職員 佐藤主事です。  
報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行いま  
した。  
第3号、申請人が宅地進入路を整備する計画であり、排水は雨  
水のみであることから、周辺農地に影響はないと確認をしまし

た。

以上でございます。  
ありがとうございました。  
以上で現地調査の結果報告を終わります。  
審議願います。  
(なしの声あり)

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。  
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。  
「議案第220号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。  
(挙手満場)

満場です。  
よって、「議案第220号」を許可相当と決します。

次に、「議案第221号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。  
局長補佐より説明いたさせます。  
議案第221号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。  
次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。  
最初に、一関地域に係る申請5件でございます。  
第1号及び第2号は同一事業で、譲受人が宅地分譲8区画を整備するために転用申請するものです。  
農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。  
第3号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。  
農地区分は、第2種農地と判断しました。  
なお、申請地は令和3年1月18日付、農振除外済みです。  
第4号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。  
農地区分は、第2種農地と判断しました。  
こちらも農振除外済みです。  
第5号は、借受人が自己住宅を建築するために転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。  
こちら農振除外済みであります。  
次に、花泉地域に係る申請5件でございます。  
第6号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。  
農地区分は、第2種農地と判断しました。  
第7号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。  
農地区分は、第2種農地と判断しました。  
こちら農振除外済みです。  
第8号は、譲受人が観賞用錦鯉の養殖場を整備するため転用申請するものです。  
農地区分は、第2種農地と判断いたしました。  
こちら農振除外済みであります。  
第9号は、譲受人が自己住宅として農家住宅でございますけれども、建築するため転用申請するものです。  
農地区分は、第2種農地と判断いたしました。  
こちら農振除外済みであります。  
第10号は、借受人が自己住宅を建築するために転用申請するものです。  
農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として集落に接続して設置するものであることから、例外規定により許可できるものと考えられます。  
こちら農振除外済みであります。  
次に、大東地域に係る申請3件でございます。  
第11号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。  
農地区分は、第2種農地と判断しました。  
こちら農振除外済みです。  
第12号は、借受人が自己住宅を建築するために転用申請するものです。  
農地区分は、第2種農地と判断いたしました。  
こちらは令和2年の1月20日付で農振除外済みであります。  
第13号は、譲受人が自己住宅を建築するために転用申請するものです。  
農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

こちら令和3年1月18日付、農振除外済みであります。

次に、千厩地域に係る申請1件でございます。

第14号は、譲受人が宅地分譲7区画を整備するために転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域及び第一種中高層住居専用地域にまたがって存在する農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

次に、室根地域に係る申請2件でございます。

第15号は、借受人が自己住宅を建築するために転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

こちら農振除外済みであります。

第16号は、借受人が自社の用に供する整備車両待機駐車場等として利用するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

こちら農振除外済みであります。

次に、川崎地域に係る申請1件でございます。

第17号は、借受人が自己住宅、こちら農家住宅でございますけれども、建築するために転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

なお、各申請の権利の種別や金額については記載のとおりです。

以上、17件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第221号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

9番  
永島 幸一 委員

それでは、一関地域の農地法第5条の現地調査報告を行います。

現地調査日並びに調査員については第3条と同じなので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、第2号、申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公

議 長  
2 番  
渋谷 皓 委員

共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと確認いたしました。

第 3 号、申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと確認いたしました。

第 4 号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと確認いたしました。

第 5 号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと確認いたしました。

以上で終わります。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

花泉地域の農地法第 5 条現地調査報告を行います。

調査日及び調査員は 3 条と同じなので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第 6 号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地への影響はありません。

第 7 号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はありません。

第 8 号、申請人が観賞用の錦鯉の養殖場を整備する計画であり、土砂崩れなどを防止するため、養殖場の周囲を法面保護処理することから、周辺農地への影響はありません。

第 9 号、申請人が自己住宅及び車庫兼農機具置場を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地への影響はありません。

第 10 号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道への接続を予定していることから、周辺農地への影響はありません。

以上で報告を終わります。

ありがとうございました。

議 長

21番  
畠山 潔 委員

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

大東地域の農地法第5条現地調査の報告を行います。

現地調査日、調査員については3条と同じでございますので割愛いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第11号、申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。  
第12号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。  
第13号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。  
以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

12番  
佐藤 繁 委員

千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員については3条と同じですので割愛いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、次のとおり報告いたします。

第14号、申請人が宅地分譲をする計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。  
以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

17番  
藤原 美喜男 委員

室根地域の農地法第5条の現地調査の報告をいたします。

調査日、調査員につきましては第3条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第15号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと

		<p>思われます。</p> <p>第16条、申請人が自社の用に供する整備車両待機駐車場として利用する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地には影響がないと思われます。</p> <p>以上、報告いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、川崎地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>農地法第5条現地調査報告書、川崎地域報告をいたします。</p> <p>現地調査日、令和3年2月12日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 遠藤、農地利用最適化推進委員 小野寺委員、今野委員、事務局職員 西巻主査、支所職員 坂本産業建設課課長補佐です。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第17号、申請人が自己住宅及び農業用物置等を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>第17号ですが、面積798㎡に対しまして転用目的の欄、施設等面積が、800㎡で農地の面積を超えているのですが、この畑、農地以外の取得を兼ねているのでしょうか。</p> <p>それではお答えいたします。</p> <p>北側の山林と併せての整備になります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第221号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p> <p>満場です。</p>
議	長	
15番		
遠藤 勝幸 委員		
議	長	
10番		
佐藤 和威治 委員		
局 長 補 佐		
議	長	
議	長	
議	長	
議	長	

議 長

よって、「議案第221号」を許可相当と決めます。  
次に、「議案第222号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

局 長 補 佐

局長補佐より説明いたさせます。  
議案第222号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借権設定が89件、所有権移転が5件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が8件です。

初めに貸借権設定ですが、第1号から第28号までの28件は、一関地域に係る申請です。

第29号から第55号までの27件は、花泉地域に係る申請です。

第56号から第82号までの27件は、大東地域に係る申請です。

第83号から第87号までの5件は、室根地域に係る申請です。

第88号から第89号までの2件は、藤沢地域に係る申請です。

次に、所有権移転ですが、第1号は、一関地域に係る申請です。

第2号から第3号までの2件は、花泉地域に係る申請です。

第4号から第5号までの2件は、藤沢地域に係る申請です。

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。

第1号から第8号までの8件は、室根地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第222号」の説明を終わります。

なお、貸借権設定第6号について、6番 佐藤 徹 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第222号 一関市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定第6号を除き可と決する方は挙手願います。



		(挙手満場)
議	長	満場です。
		よって、「議案第222号」を貸借権設定第6号を除き可と決します。
議	長	次に、「議案第222号」貸借権設定第6号について審議いたします。
		佐藤 徹 委員は退室願います。
		(午後2時40分 退室)
議	長	審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第222号」、貸借権設定第6号を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	満場です。
		よって、「議案第222号」、貸借権設定第6号を可と決します。
		佐藤 徹 委員は入室願います。
		(午後2時41分 入室)
議	長	佐藤 徹 委員に申し上げます。
		「議案第222号」、貸借権設定第6号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第223号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		議案第223号 農用地利用配分計画案に係る意見について、ご説明いたします。
		一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。
		本議案に係る申請は、貸借の移転が1件です。
		第1号でございますけれども、一関地域に係る申請です。
		以上、申請の内容については記載のとおりです。
		また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。
		以上で説明を終わります。

議	長	<p>以上で「議案第223号」の説明を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第223号 農用地利用配分計画案に係る意見について」 を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場です。 よって、「議案第223号」は可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第224号 農地法の適用外であることの証明願 に対する可否について」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。</p>
局 長 補 佐		<p>議案第224号 農地法の適用外であることの証明願に対する可 否について、内容をご説明いたします。 次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否 についての決定を求めるものです。 本議案に係る申請は3件で、花泉地域1件、大東地域1件、千 厩地域1件でございます。 いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過してお り、農地として復旧することが困難となっていることから、農地 性は失われております。 以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第224号」の説明を終わります。 ただいまの説明に関連し、地域ごとに現地調査の結果について の報告をお願いいたします。 まず、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。</p>
2 番 渋谷 皓 委員		<p>花泉地域の農地法適用外現地調査報告を行います。 調査日、調査員は3条と同じなので割愛させていただきます。 報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った 結果、下記のとおり報告いたします。 第1号、平成11年頃から耕作管理ができず原野化しており、既 に農地性は失われています。 以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p>

21番  
畠山 潔 委員

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。  
大東地域の農地法適用外現地調査の報告をいたします。  
現地調査日と調査員については3条と同じでございますので割愛いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、昭和63年頃から駐車場として利用しており、既に農地性は失われています。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

12番  
佐藤 繁 委員

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。  
千厩地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員については3条と同じですので割愛いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、次のとおり報告いたします。

第3号、申請地は、昭和63年頃から耕作管理できず原野化しており、既に農地性は失われています。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第224号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第224号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第225号 令和3年度農作業標準賃金の設定について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

議案第225号 令和3年度農作業標準賃金の設定について、議案の内容をご説明いたします。

令和3年度農作業標準賃金を別紙のとおり設定することについて、議決を求めるものです。

標準賃金表のご確認をお願いします。

農作業標準賃金は、農作業の臨時雇用賃金や請負作業料金などの適正水準を確保するとともに、農作業の受委託を円滑に推進するため定めるものであり、担い手の育成や農業経営の安定的発展に適切な額であること、受委託農家の双方に理解が得られるものであることを基本として毎年度作成しているものです。

令和3年度の農作業標準賃金については、2月10日に各地域の受委託農家などから構成する農作業標準賃金審議会での審議、その後2月17日の農政専門委員会の審議を経て調整したものです。

内容については、農政専門委員長の報告にあったとおりであります。

補足になりますが、令和3年度は、機械の部において新たに機械運搬の項目を設けることといたしました。

受託者側から田植機やコンバインなど大型機械の作業の場合、ほ場までの機械の運搬にトラックやキャリアカーに積んで運ぶことが普通であり、その分が賃金表に載っていないと請求できないという意見が反映されたものです。

今回は金額の決定までには至りませんでした。近隣他市の動向も見ながら今後の検討ということになります。

以上で説明を終わります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

以上で「議案第225号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第225号 令和3年度農作業標準賃金の設定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第225号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第226号 一関市職員人事評価実施規程の一部改正について」を上程いたします。

局長

局長より説明いたさせます。

議案第226号 一関市職員人事評価実施規程の一部改正について、議案の内容をご説明いたします。

本議案は、一関市職員人事評価実施規程の一部を改正し、令和3年4月1日から施行することについて、議決を求めるものです。

一関市職員人事評価実施規程は、職員の人事評価の目的や手法などを定めたものであり、市の全ての組織に及ぶため、合同訓令として各組織ごとに同じ内容の規程を定めているものです。

今回の改正は、条件付き採用期間中の職員について、条件付き採用期間中の能力・実績に基づく適正な評価のため、特別評価の基準日を変更するものです。

改正の内容ですが、表の左側が改正前、右側が改正後として、改正部分にアンダーラインを引いております。

第22条第1項については、条件附採用の「附」の字をこごとへの付かない「付」に統一するものです。

また、特別評価の基準日を5月から4月経過した日に変更し、ただし以降に別に定める日を特別評価の基準日とすることを付け加える改正を行うものです。

同第2項については、1項と同じく「付」の字の統一です。

この訓令の施行日は、令和3年4月1日からとしており、各組織とも2月中の決定を求められているものです。

説明については以上です。

ご審議をよろしく願いいたします。

議長

以上で「議案第226号」の説明を終わります。

審議願います。

15番  
遠藤 勝幸 委員  
局長

この改定で、月数を5から4に変更する理由について教えてくださいたいと思います。

まず、市役所の職員は最初に全員が6カ月間の条件付き採用になります。6カ月の間の勤務状況によって正式採用されます。これはそのための人事評価で、6カ月間という条件付き採用の期間の中で5カ月を経過した時点で判断するのではぎりぎりとなるので、5月から4月に評価の日を早めるものです。

以上でございます。

議長

よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

議	長	(なしの声あり) 審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第226号 一関市職員人事評価実施規程の一部改正について」を可と決する方は挙手願います。
議	長	(挙手満場) 満場です。
議	長	よって、「議案第226号」を可と決します。 以上で全議案が終了いたしました。 第30回一関市農業委員会総会を閉会といたします。 お疲れさまでした。 (午後2時57分閉会)

---

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員